

まず、困っていることを何でも話してください

来所または電話でご相談ください。
(窓口に来られない場合は相談員が訪問することもできます)



「さぼんちゅ」(生活困窮者自立支援制度)の支援メニュー

① 就労支援

(ハローワークとの一体的な支援)

すぐに仕事につくことが可能な場合、ハローワークと連携しながら、適職探しから職場定着までの支援を行います。

② 就労準備支援

(社会参加・就労への第一歩)

「社会とのつながりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「ひきこもり」など、仕事につくまでに一定の期間や準備が必要な方へ、各種セミナーへの参加や面談などを行いながら生活習慣の改善や社会参加に向けた支援を行います。

③ 住居確保給付金の支給

(離職により家賃が払えそうにない方)

離職により住居を失った、または失うおそれの高い方へ、就職活動を行うことを条件に、一定期間、家賃(上限あり)を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、再就職に向けた支援を行います。

④ 一時生活支援(一時的に衣食住を提供)

住まいがなく、生活に困窮している方に対し、一定期間、宿泊場所や食事を提供します。同時に、退所後の自立に向けた支援も行います。

⑤ 家計改善支援(家計管理が苦手な方)

現在の家計の状況を見つめ直すことで、課題を把握し、相談者の状況に応じた支援計画の作成などを行いながら、家計の立て直しをアドバイスします。

⑥ 子どもの学習・生活支援事業

(子どもに関するサポート)

子どもの学習や生活面でサポートが必要な場合、学習支援教室への案内や進路相談など、子どもと保護者の双方へ支援を行います。

～ひきこもりで悩んでいる方、またはそのご家族の方へ～

ひきこもりはだれにでも起こりえます。悩みや苦しみを抱え込む前に、あなたのタイミングでお気軽にご相談ください。何歳の方でもご相談いただけます。ご家族はひきこもりで苦しんでいるご本人にとって、一番身近な支援者です。ご家族の方もご相談ください。

※②③④⑥については世帯の収入状況に関する要件があります。詳しくはお問い合わせください。

相談無料
秘密厳守

【ご相談・お問い合わせ先】

『くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ』

名護市役所 生活支援課 生活サポート係<<市役所西棟裏プレハブ>>

TEL 0980-53-1212 (内線 244)

相談受付時間・・・平日 9:00～16:00

※相談できる方・・・名護市内にお住まいの方(生活保護受給中の方を除く)

周りでお困りの方がいればその方にもお知らせください

